

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年2月28日

県立宮崎病院長 嶋本 富博

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務 感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務委託
- (2) 委託業務の内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 入札方法 (1)の委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。
 - イ 収納運搬に必要な県（市）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けた者で、特に特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」が事業の範囲である者。
ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。
 - ウ 法第12条の5の規定に基づき使用されるもの（電子マニフェストシステム）に加入している者。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月19日までに提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181
- (2) 期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

4 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで
午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 交付場所 宮崎市北高松町5番30号
県立宮崎病院総務課管理担当
※上記期間中は、県立宮崎病院ホームページからダウンロードが可能
ホームページアドレス <http://kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院 1階講堂
- (2) 提出期限 令和7年3月21日 午前11時00分
- (3) 提出方法 持参すること。

6 入札と開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院 1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
- (2) 日時 令和7年3月21日 午前11時00分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号880-8510 電話番号0985-24-4181

11 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力を生じる。

12 その他

その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

宮崎県が行う委託業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 2 月 2 8 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務委託
- (2) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで
- (3) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町 5 番 3 0 号

3 業務委託の仕様等

別添契約書（案）及び仕様書のとおり。

4 競争入札参加資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 4 6 年 宮崎県告示第 9 3 号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。
 - イ 収納運搬に必要な県（市）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 6 項及び第 1 4 条の 4 第 6 項の許可を受けた者で、特に特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」が事業の範囲である者。
ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。
 - ウ 法第 1 2 条の 5 の規定に基づき使用されるもの（電子マニフェストシステム）に加入している者。
- (2) 入札に参加しようとする者は、（1）イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 3 月 1 9 日までに提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 3 0 号
郵便番号 8 8 0 - 8 5 1 0 電話番号 0 9 8 5 - 2 4 - 4 1 8 1

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 3 0 号
郵便番号 8 8 0 - 8 5 1 0 電話番号 0 9 8 5 - 2 4 - 4 1 8 1
- (2) 期間 令和 7 年 2 月 2 8 日から令和 7 年 3 月 1 9 日まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

7 入札

入札に参加する者は、別紙様式 2 による入札書を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 県立宮崎病院 1 階講堂
- (2) 提出期限 令和 7 年 3 月 2 1 日 午前 1 1 時 0 0 分
- (3) 提出方法 持参すること。
- (4) 入札金額は、調達役務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、入札金額の算定に当たっては、希望するキログラム当たりの単価（1 0 0 分の 1 円までとする）に下記 1 3 に記載する年間排出予定量を乗じるものとし、入札書の入札金額欄の下欄に算定内訳を記入す

ること。

- (5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「《感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

8 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札の場所及び日時
 - ① 場所 県立宮崎病院 1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
 - ② 日時 令和7年3月21日 午前11時00分
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあつては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ① 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 入札の効力に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効とする入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

1 1 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 2 感染性医療廃棄物（胎盤等）契約期間排出予定量
（契約期間：令和7年4月1日～令和8年9月30日）

令和7年度：612Kg

令和8年度：312Kg

入 札 書

入 札 金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	内訳 収集運搬：単価 円 銭× 9 2 4 kg (契約期間排出予定量) = 処 分：単価 円 銭× 9 2 4 kg (契約期間排出予定量) =									
受 託 の 内 容	感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務委託									
受 託 の 場 所	県立宮崎病院									
期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 9 月 3 0 日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第 8 1 条第 2 項第 2 号の規定により免除									
上記金額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額をもって受託いたしたいので、 御呈示の仕様書、契約条項、病院局財務規程（平成 1 8 年病院局企業管理規程 第 1 5 号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。 令和 7 年 月 日 住 所 入札者 名 称 代 表 者 代 表 者 印 県 立 宮 崎 病 院 院長 嶋 本 富 博 殿										

入札条件等確認済

委 任 状

私は都合により
使用
()
印鑑

を代理人と定め下記業務の見積入札に関する権限を
委任します。

記

- 1 受託内容 感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び
処分業務委託
- 2 受託の場所 県立宮崎病院

令和7年 月 日

住 所

名 称

氏 名

代表
者印

県立宮崎病院

院長 嶋本富博 殿

代理人の職名又は本人との関係

委 任 状

私は、使用印鑑
() を代理人と定め
貴病院が令和 7 年度において発注する業務等の請負に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 契約金（請負代金）の請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 副代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務委託
場所：県立宮崎病院
宮崎市北高松町 5 番 3 0 号
- 8 委任期間 令和 7 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 7 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

代表
者印

県 立 宮 崎 病 院

院長 嶋 本 富 博 殿

感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）の規定に基づく産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 甲の事業場： 県立宮崎病院 周産期センター病棟、手術室、病理診断室
- (2) 甲の事業場から収集又は運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ア 産業廃棄物の種類： 感染性医療廃棄物（胎盤等）
 - イ 産業廃棄物の数量： 契約期間約924kg（推定）
- (3) 産業廃棄物の運搬先及び処分の場所
 - ア 事業場の名称：
 - イ 所在地：
 - ウ 処分の方法：
 - エ 施設の処理能力：

オ 中間処理（焼却処分）後の最終処分場所（管理型埋立）

事業場の名称	許可番号	所在地	処分方法	施設の処理能

- (4) 積替保管
 - 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年9月30日までとする。

（乙の許可証等）

第3条 乙の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の規定に基づき交付された許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）の写しは別添のとおりとする。なお、次に掲げる許可証等の記載内容に変更があったときは、乙は速やかに変更後の許可証等の写しを甲に提出し、甲及び乙は当該許可証等の写しを本契約書に添付するものとする。

- (1) 収集又は運搬の事業に係るもの
 - ア 許可都道府県・政令市：
 - イ 許可の有効期限：
 - ウ 産業廃棄物の種類：
 - エ 積替え又は保管の有無：
 - オ 許可の条件：
 - カ 許可番号：

- (2) 処分の事業に係るもの

- ア 許可都道府県・政令市：
- イ 許可の有効期限：
- ウ 処分の方法：

エ 処 理 能 力 :
オ 許 可 の 条 件 :
カ 許 可 番 号 :

(電子マニフェスト)

第4条 甲及び乙は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を利用するものとする。また、乙は、電子マニフェストシステムを利用可能であることを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを甲に提供し、本契約書に添付するものとする。

加入者番号（加入区分：収集運搬業者）：_____ 公開パスワード：_____

加入者番号（加入区分：処分業者）：_____ 公開パスワード：_____

(委託料)

第5条 委託業務の委託料及び産業廃棄物税（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

収 集 運 搬 費	産業廃棄物 1 kg 当たり	円
	（消費税及び地方消費税額	円を含む。）とする。
処 分 費	産業廃棄物 1 kg 当たり	円
	（消費税及び地方消費税額	円を含む。）とする。
産業廃棄物税	産業廃棄物 1 kg 当たり	0.8 円とする。

(契約保証金)

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第6条 契約保証金は、免除する）

(委託業務の処理方法)

第7条 乙は、委託業務を法、政令及び省令並びに甲の指示に従って処理しなければならない。

2 乙は、業務仕様書に基づき、誠実かつ良心的に、委託業務を行うものとする。

3 乙は、委託業務の実施に当たり、病院の特質を考慮し、静粛かつ迅速を旨とし、衛生に留意するとともに、甲の業務運営に支障のないようにしなければならない。

4 乙は、作業員が業務に従事するときは、一定の服装を着用させ、乙の作業員であることを明確にし、常に清潔を保たせなければならない。

5 乙は、作業員の健康管理及び規律の維持に関して、一切の責任を負わなければならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第8条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

(1) 産業廃棄物の発生工程

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(3) 産業廃棄物の腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(4) 混合等により生ずる支障

(5) 日本産業規格C 0 9 5 0 号に規定する含有マークが付された産業廃棄物の場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

(7) その他取り扱いの注意事項

2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故の防止並びに処理費用等の観点から、委託業務に係る産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもって変更の内容及び程度に関する情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（甲乙の責任範囲）

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

第11条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査等）

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託業務終了報告）

第13条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにそのむねを登録するものとする。ただし、業務終了報告書の処分業務については、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。乙は、業務終了報告書について不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。補正に要する費用は、乙の負担とする。

（業務の一時停止）

第14条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第15条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、当月の産業廃棄物の収集運搬回数及び処分重量を基に第5条で規定する単価により算出した委託料等の支払請求書を翌月の10日までに甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（成果報告書の提出）

第16条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前項2の規定は、本項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の解除）

第17条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙の役員等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者であると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除があった場合において、甲から引き渡しを受けた産業廃棄物があるときは、乙の負担において処理しなければならない。

（秘密の保持）

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 当契約書に定める業務の円滑な遂行を確保するために、乙は、令和8年9月末までに、令和8年10月以降の当該業務の受託者（以下「丙」という。）と十分な業務に関する引継ぎを行うものとする。乙及び丙は、令和8年9月末までに、甲に対し引き継ぎ状況の報告を行わねばならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 4月 1日

甲 宮 崎 県
県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、本契約第10条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料の返還等）

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

感染性医療廃棄物（胎盤等）収集、運搬及び処分業務仕様書

1 委託業務の内容

委託業務の内容は、県立宮崎病院（以下「甲」という。）から排出される胎盤、手術後組織及び標本（以下「胎盤等」という。）に係る収集、運搬及び処分業務

2 収集場所

- ① 5階周産期センター病棟
- ② 3階手術室
- ③ 3階病理診断室

受託業者（以下「乙」という。）は、病棟等で胎盤等を収集する際には、甲が交付する「胎盤等収集運搬処理業者である証明書」を提示すること。

3 委託業務の実施回数及び実施日

乙は、委託業務を週1回実施するものとする。なお、実施日は、甲が状況に応じて指示する。

4 実施報告

乙は、毎月の業務を完了した場合、甲に対し速やかに実施報告を行う。

4 注意事項

- ・ 乙は、関係法令に基づき、適切に業務を行うこと。
- ・ 業務の履行に要する材料・器具等は、すべて乙において負担すること。
- ・ その他、委託業務の実施に当たり甲が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

証 明 書

住所
名称

上記の者は、宮崎県立宮崎病院の令和7年度胎盤等収集運搬処理業者である事を証明する。

証明書の有効期間：令和7年4月1日～令和8年9月30日

令和7年 4月 1日

宮崎市北高松町5番30号
宮崎県立宮崎病院
院長 嶋本 富博